

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 改正 略 令和2年12月22日条例第49号 盛岡市屋外広告物条例 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 広告物等の禁止又は制限（第3条～第24条） 第3章 広告物協定（第25条・第26条） 第4章 広告物等の管理及び屋外広告業の登録等（第26条の2～第45条） 第5章 盛岡市屋外広告物審議会（第46条～第51条） 第6章 雑則（第52条・第53条） 第7章 罰則（第54条～第59条） 附則 第1条から第26条まで 略 第4章 広告物等の管理及び屋外広告業の登録等 （管理義務） 第26条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に維持しなければならない。 （点検） 第26条の3 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等に	○盛岡市屋外広告物条例 平成19年12月25日条例第68号 改正 略 盛岡市屋外広告物条例 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 広告物等の禁止又は制限（第3条～第24条） 第3章 広告物協定（第25条・第26条） 第4章 広告物等を管理する者及び屋外広告業の登録等（第27条～第45条） 第5章 盛岡市屋外広告物審議会（第46条～第51条） 第6章 雑則（第52条・第53条） 第7章 罰則（第54条～第59条） 附則 第1条から第26条まで 略 第4章 広告物等を管理する者及び屋外広告業の登録等

改正後	改正前
ついては、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士その他広告物等の点検に関し必要な知識を有する者として規則で定める者に点検をさせなければならない。 2 広告物等の所有者又は占有者は、第4条第3項、第5条第1項若しくは第7条第1項の規定による許可又は第8条第3項の規定による許可の期間の更新の申請をする場合は、前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。 （管理する者の設置） 第27条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。 2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。 第28条から第59条まで 略 附 則 略 附 則（令和2年条例第 号） 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間における改正後の盛岡市屋外広告物条例第26条の3第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「規則で定める者」とあるのは、「規則で定める者又は次条第1項の管理する者」とする。 別表（第45条関係） 略	（管理する者の設置） 第27条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。 2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。 第28条から第59条まで 略 附 則 略 別表（第45条関係） 略